

庁内各局部課長
各附属機関の長 殿
各地方機関の長
各都道府県警察の長

原議保存期間	10年（令和15年3月31日まで）
有効期間	一種（令和15年3月31日まで）

警察庁 丙備三発第5号、丙人発第183号
丙会発第127号、丙教厚発第102号
丙通基発第23号、丙生企発第117号
丙刑企発第63号、丙交企発第106号
丙備企発第260号、丙サ企発第64号
令和4年12月1日
警察庁警備局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁サイバー警察局長

警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

「警察災害派遣隊設置要綱の改正について（依命通達）」（平成31年3月29日付け警察庁乙備発第10号ほか）に定める警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊（支援対策部隊を除く。）の各隊の編成、運用等については、「警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）」（令和4年6月14日付け警察庁備丙発第31号ほか。以下「旧通達」という。）により定めているところであるが、この度、一部を改正することとしたので下記のとおり定めたので、事務処理上、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 大規模災害

自然現象、事故等により生ずる大規模な被害をいう。

2 大規模災害発生時

大規模災害が発生し、又は大規模災害が正に発生しようとしている場合をいう。

3 被災地等

被災地又は被災が予想される地域をいう。

4 被災地警察

被災地等を管轄する都道府県警察をいう。

5 派遣元警察

被災地警察に即応部隊又は一般部隊を派遣する都道府県警察をいう。

6 管区警察局情報通信部等

管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部をいう。

7 府県情報通信部等

府県情報通信部及び方面情報通信部をいう。

8 被災地府県情報通信部等

被災地等を管轄する府県情報通信部等をいう。

第2 即応部隊の編成、運用等

即応部隊は、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊、機動警察通信隊及び緊急災害警備隊から構成されるところ、各隊の編成、運用等については次のとおりとする。

1 隊員の指定

即応部隊の各隊の隊員の指定等は次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

都道府県警察の長は、原則として、機動隊又は管区機動隊の隊員の中から、別表第1に定める基準に従い、広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員を指定するものとする。

イ 交通部隊

都道府県警察の長は、交通機動隊又は高速道路交通警察隊の隊員の中から、別表第2に定める基準に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の隊員を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

都道府県警察の長は、検視官（「検視官等の体制整備及び適正な死体取扱業務の推進について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丙捜一発第14号及び丙人発第314号）の2(1)により置かれた警視又は警部の階級にある警察官をいう。）等の検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する

警察職員の中から、別表第3に定める基準に従い、隊員を指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊

都道府県警察の長は、派遣元警察における航空隊員等の中から、広域警察航空隊の隊員を指定するものとし、全国でおおむね500人の隊員の中から編成するものとする。

(3) 機動警察通信隊

機動警察通信隊運営要則（平成6年警察庁訓令第16号）で定める機動警察通信隊の隊員を指定するものとし、全国でおおむね1,100人の隊員の中から構成するものとする。

(4) 緊急災害警備隊

都道府県警察の長は、管区機動隊員のうち、別表第4に定める基準に従い広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外の隊員を緊急災害警備隊の隊員として指定するものとする。

2 編成

即応部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整（機動警察通信隊については派遣に必要な調整）を行う警察庁及び管区警察局の主管課は別表第5のとおりとする。また、管区警察局長は、管轄区域における府県警察の広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の連合編成について必要な調整を行う。

(1) 広域緊急援助隊

都道府県警察の長は、上記1(1)により指定した者をもって、別表第1から第3までに定める基準に従い、広域緊急援助隊の警備部隊、交通部隊及び刑事部隊を編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

ア 都道府県警察の長は、上記1(2)で指定した者の中から所要の要員をもって編成するものとする。

イ 広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合発生に伴う現地整備を考慮し、警察用航空機一機につき操縦士2人及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の編成については、機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

(4) 緊急災害警備隊

都道府県警察の長は、上記1(4)により指定した管区機動隊の隊員の

中から、別表第4に定める基準に従い、緊急災害警備隊を編成するものとする。

3 活動

(1) 広域緊急援助隊

都道府県警察の長は、広域緊急援助隊の各部隊の小隊ごとに次の活動を行う班を置くものとする。

なお、一部の都道府県警察の警備部隊については、警察庁警備局長が別に定めるところにより、これに加えて高度な救出救助能力を有する特別救助班を置くものとする。また、派遣された部隊の指揮官が、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の任務を組み替え運用しても差し支えないものとする。

ア 警備部隊

(ア) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 交通部隊

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他の当該小隊の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 刑事部隊

(ア) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(イ) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(2) 広域警察航空隊

被災地等における目視による被災実態の把握、ヘリコプターテレビシステム及び実況アナウンスによる画像・音声伝送、通信指令室等に対する情報伝達、救出救助に当たる部隊の輸送、被災者等の搜索救助、救援物資の輸送等の業務に従事するとともに、救援活動に対する効果的な支援に当たる。

(3) 機動警察通信隊

現場映像の伝送、臨時の無線中継所等の構築、各種通信機器の臨時設置及び応急措置等、被災地等における活動に必要な通信の確保に当たる。

(4) 緊急災害警備隊

大規模災害発生時の直後において被災地等に派遣され、被災地等における被災者の救出救助、行方不明者の搜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動に当たる。

4 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

おおむね3日間をめどとする。

イ 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

(2) 広域警察航空隊

おおむね1週間をめどとする。

(3) 機動警察通信隊

おおむね3日間をめどとする。

(4) 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

5 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は指揮所及び宿泊所の設

営、広域緊急援助隊（交通部隊）については宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊については、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

6 運用

(1) 広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊

広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の運用については、次のとおりとする。ただし、広域警察航空隊の派遣に係る手続その他の運用に関する事項については、本通達のほか、「大規模災害等発生時における警察用航空機の運用方針について」の改正について（通達）」（平成31年3月25日付け警察庁丙地発第17号）等によるものとする。

ア 被災地警察

(ア) 迅速かつ積極的な援助の要求

被災地警察は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

(イ) 派遣された部隊の運用

被災地警察は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

イ 警察庁

警察庁は、大規模災害発生時において直ちに被災状況に係る情報の収集に当たるとともに、被災地警察に対する部隊の派遣に関して、管区警察局とともに被災地警察及び派遣元警察との間の調整を行うものとする。

ウ 管区警察局

(ア) 被災地等を管轄する管区警察局

被災地等を管轄する管区警察局は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たり、収集した当該情報を警察庁、管轄区域内の派遣元警察及び他の管区警察局に連絡するとともに、被災地警察に対する部隊の派遣に関し警察庁とともに必要な調整を行うものとする。

(イ) 被災地等を管轄しない管区警察局

被災地等を管轄しない管区警察局は、大規模災害発生時において直

ちに被災状況等に係る情報の収集に当たり、収集した当該情報を管轄区域内の派遣元警察に連絡するとともに、管轄区域内の派遣元警察による部隊の派遣に関して、警察庁とともに必要な調整を行う。

エ 派遣元警察

派遣元警察は、大規模災害発生時において直ちにその管轄区域を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して当該管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察に隣接する派遣元警察は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

(2) 機動警察通信隊

機動警察通信隊の運用については、機動警察通信隊運営要則の定めるところによる。

7 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めるものとする。

広報責任者は、原則として警部以上の階級にある者とし、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行うものとする。また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ即応部隊に対する派遣元警察の広報主管課員の帯同についても配慮するものとする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を

通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めるものとする。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し適切な燃料管理を行うものとする。

(イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底並びに地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保するものとする。

8 平素の措置

(1) 有事即応体制の保持

都道府県警察の長は、大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の展開経路・移動手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等広域緊急援助隊、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

管区警察局情報通信部等及び府県情報通信部等（以下「各情報通信部」という。）の長は、広域緊急援助隊に帯同する機動警察通信隊隊員の事前指定、携行する資機材の確保等、迅速な招集と出動が可能な体制を確立するものとする。

(2) 隣接・近接都道府県警察等の協議

管轄区域が隣接し又は近接する情報通信部及び都道府県警察は、通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

(3) 管区警察局の派遣計画の整備

管区警察局は、管轄区域内の広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊の役割分担、通信手段、招集地、展開経路、移動手段、隣接する管区警察局又は警視庁及び北海道警察との調整等について具体的計画を策定し、常に必要な見直しを行うものとする。

(4) 関係機関、地方自治体等との連携

管区警察局及び都道府県警察の長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、地方支分部局、都道府県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(5) 教養訓練の徹底

管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（以下「管区警察局等」という。）並びに都道府県警察の長は、即応部隊の隊員及び欠員の補充要員に対し、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(6) 装備資機材の管理等

各情報通信部及び都道府県警察の長は、即応部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理しておくものとする。

第3 一般部隊の編成、運用等

一般部隊は、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊、特別交通部隊、情報通信支援部隊及び支援対策部隊から構成される。一般部隊の各隊の編成、運用等については次のおりとする。ただし、支援対策部隊の編成、運用等については、別に定める。

1 隊員の指定

一般部隊の各隊の隊員の指定は次のとおり行うものとする。その際、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意するものとする。

(1) 特別警備部隊

都道府県警察の長は、部隊の派遣に際し、派遣元警察における機動隊等（都道府県警察機動隊、北海道警備隊、管区機動隊及び第二機動隊（「第二機動隊の運営について（依命通達）」（平成30年4月12日付け警察庁乙備発第5号）にいう第二機動隊をいう。))の中から特別警備部隊の隊員

を指定するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

都道府県警察の長は、部隊の派遣に際し、次の班を設け、それぞれの隊員を指定するものとする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡・調整を行う特務員を置くことができるものとする。

ア 相談・防犯指導活動班

警察安全相談主管部（警察安全相談主管課をその組織に含む部をいう。）及び防犯対策主管部（防犯対策主管課をその組織に含む部をいう。）の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

イ 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動主管部（行方不明者発見活動主管課をその組織に含む部をいう。）の警察職員の中から、班員を指定するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

都道府県警察の長は、部隊の派遣に際し、地域部門に属する警察官の中から特別自動車警ら部隊の隊員を指定するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

都道府県警察の長は、刑事部門に勤務する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有する者の中から、別表第6に定める基準に従い、特別機動捜査部隊の隊員を指定するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

都道府県警察の長は、本活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、部隊の派遣に際し、鑑識専務員を含めた刑事部門を中心とした警察職員の中から身元確認支援部隊の隊員を指定するものとする。

(6) 特別交通部隊

都道府県警察の長は、別表第7に定める基準に従い、交通部門に属する警察官の中から特別交通部隊の隊員を指定するものとする。

(7) 情報通信支援部隊

管区警察局情報通信部等の長は、警察庁の指示を受け、また、府県情報通信部等の長は、上記指示を受けた管区警察局情報通信部、四国警察支局情報通信部又は北海道警察情報通信部の長の指示を受け、部隊の派遣に際し、当該情報通信部の職員から、情報通信支援部隊の隊員を指定するものとする。

2 編成

一般部隊の各隊の編成は次のとおりとし、各隊の編成に必要な調整を行う

警察庁及び管区警察局の主管課は別表第8のとおりとする。また、管区警察局長は、管轄区域における府県警察の一般部隊の連合編成について必要な調整を行うものとする。

(1) 特別警備部隊

都道府県警察の長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(1)で指定した者をもって特別警備部隊を編成するものとする。また、部隊に必要な班の設置については、警察庁がその都度指示するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

都道府県警察の長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(2)で指定した者をもって、特別生活安全部隊を編成するものとする。

相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人として編成するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

都道府県警察の長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(3)で指定した者をもって特別自動車警ら部隊を編成するものとする。

特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台に隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡調整等を担当とする特務班を含めて編成するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

ア 都道府県警察の長は、別表第6に定める基準に従い、上記1(4)により指定した者をもって特別機動捜査部隊を編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

イ 特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

都道府県警察の長は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁が示す基準に従い、上記1(5)により指定した者をもって身元確認支援部隊（1隊6人）を編成するものとする。

身元確認支援部隊の編成（派遣元警察の範囲、隊数、派遣先、派遣期間等）については、身元不明の遺体数、行方不明者数、被災県警察の要望等を踏まえ、警察庁及び関係管区警察局において必要な調整を行った上で行

うものとする。

なお、部隊の隊数については、広域緊急援助隊（刑事部隊）の部隊数に準じるものとする。

(6) 特別交通部隊

都道府県警察の長は、別表第7に定める基準に従い、上記1（6）により指定した者をもって特別交通部隊を編成するものとする。

特別交通部隊は、自らの所属する都道府県警察の保有する車両を使用するものとし、別に定める車両編成基準によるものとする。

特別交通部隊の帯同する車両については、派遣元管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じた選定をするものとする。

(7) 情報通信支援部隊

情報通信支援部隊の編成については、警察通信施設の被災状況等を踏まえ、警察庁が指示するものとする。

3 活動

(1) 特別警備部隊

即応部隊に引き続き被災地等に派遣され、被災地等における行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備及び他の一般部隊の役割とされていない活動並びに被災地警察の長が特に指示する活動を行う。

(2) 特別生活安全部隊

ア 相談・防犯指導活動班

避難所等を訪問しての相談活動及び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）を行う。

イ 行方不明者相談情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

(3) 特別自動車警ら部隊

被災地等において、警ら用無線自動車による警戒、警ら及び現場広報等の活動を行う。

(4) 特別機動捜査部隊

被災地等において、車両による警戒・警ら、犯罪が多発する地域等におけるよう撃捜査及び事件発生時における初動捜査等を行う。

(5) 身元確認支援部隊

遺体の身元確認に資するため、行方不明者の家族等から行方不明者に関する情報を詳細に聴取し、行方不明者本人に直接関係する指掌紋、DNA型、歯牙等に係る資料の収集や、親子鑑定的手法に活用するための血縁関

係者からの資料の採取を行う。

(6) 特別交通部隊

被災地における信号機の滅灯に伴う交通整理その他の交通警察に係る活動を行う。

(7) 情報通信支援部隊

現地調査、工事仕様書作成、工事契約、物品調達等、被災した警察通信施設の復旧その他の大規模災害への対応に伴い必要となる情報通信部業務を行う。

4 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における一回の派遣期間は次のとおりとし、派遣期間終了後に派遣部隊を交替するものとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

(1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめどとする。

(2) 特別機動捜査部隊

おおむね1週間をめどとする。

(3) 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

(4) 特別交通部隊

おおむね2週間をめどとする。

(5) 情報通信支援部隊

おおむね1か月をめどとする。

5 運用

(1) 特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊

ア 被災地警察

(ア) 援助要求に向けての事前の連携

被災地警察は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、身元確認支援部隊の活動については、被災地警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報・資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、被災地警察は、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁、

管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

(1) 部隊の運用

被災地警察は、被災等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、派遣される部隊の活動拠点及び活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

被災地警察は、部隊の派遣受け入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、管轄する管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

イ 警察庁

警察庁は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の集約に当たるとともに、被災地警察に対する部隊の派遣に関して管区警察局とともに、被災地警察が作成した活動計画に基づき、被災地警察及び派遣元警察との間の調整を行うものとする。

ウ 管区警察局

管区警察局は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の集約に当たるとともに、被災地警察に対する部隊の派遣に関して警察庁とともに必要な調整を行うものとする。

エ 派遣元警察

派遣元警察は、直ちにその管轄区域を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）を通じて被災地等の被害状況、犯罪発生状況に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して当該管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地警察に隣接する派遣元警察は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点や装備資機材の提供等についても、配慮するものとする。

(2) 情報通信支援部隊

ア 警察庁

警察庁は、大規模災害発生時において直ちに警察通信施設の被災状況等に係る情報の収集に当たるものとする。

ウ(ア)により被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等から応援の

要請がなされた場合において、当該被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等及び被災地府県情報通信部等の体制のみでは、被災した警察通信施設の迅速な復旧等が困難であると判断した場合、情報通信支援部隊の派遣に関して、次に掲げる派遣条件について、管区警察局情報通信部等と調整を行うものとする。

(ア) 部隊を派遣する情報通信部

(イ) 部隊の活動

(ウ) 派遣期間

(エ) 人員の概要

(オ) 派遣先で必要とする資機材

また、上記派遣条件を示した上で、被災地等を管轄しない管区警察局情報通信部等に対して、情報通信支援部隊の派遣を指示するものとする。

イ 被災地府県情報通信部等

(ア) 警察通信施設の被災状況等の報告

被災地府県情報通信部等は、大規模災害発生時において直ちに警察通信施設の被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等に報告するものとする。

(イ) 派遣された情報通信支援部隊の運用

被災地府県情報通信部等は、派遣される情報通信支援部隊を効果的に運用し、被災した警察通信施設の復旧等を実施するものとする。

ウ 管区警察局情報通信部等

(ア) 被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等

被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等は、大規模災害発生時において直ちに管内の警察通信施設の被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、当該情報を警察庁に報告するものとする。

また、被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等（管内の府県情報通信部等を含む。）の体制のみでは、被災した警察通信施設の迅速な復旧等が困難であると判断した場合には、警察庁に対して応援の要請を行うものとする。

さらに、情報通信支援部隊の派遣に関して、警察庁、被災地等を管轄しない管区警察局情報通信部等及び管内の府県情報通信部等と積極的に連携するものとする。

(イ) 被災地等を管轄しない管区警察局情報通信部等

被災地等を管轄しない管区警察局情報通信部等にあっても、大規模災害発生時において直ちに管内の警察通信施設の被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、当該情報を警察庁に報告するものとする。

また、情報通信支援部隊の派遣に関して、警察庁、被災地等を管轄する管区警察局情報通信部等及び管内の府県情報通信部等と積極的に連携するとともに、隊員の人選等について、管内の府県情報通信部等と調整を行った上で、アの警察庁の指示に基づき情報通信支援部隊を派遣する。

6 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故・受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、事故の防止の徹底を図るものとする。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図るものとする。

ウ 広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うものとする。なお、広報責任者は原則として警部以上の階級にある者とする。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分に配慮するものとする。

(2) その他の個別事項

ア 相談活動等の推進

(ア) 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が相談活動等を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握にあっては、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図るものとする。

(イ) 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めるものとする。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めるものとする。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復・維持するため被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進するものとする。

エ 適切な身元確認支援活動

(ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の警察本部刑事部鑑識課長の指揮の下、活動を行うものとする。

(イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨・必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めるものとする。

(ウ) 聴取内容の誤記載や、提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え・紛失は、身元の誤確認や、身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起することから、その保管・管理について万全を期すものとする。

オ 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止めや迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況を積極的な広報に努めるものとする。

7 平素の措置

(1) 関係機関、地方自治体等との連携

管区警察局及び都道府県警察の長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、地方支分部局、都道府県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(2) 教養訓練の徹底

管区警察局等及び都道府県警察の長は、一般部隊の隊員及び欠員の補充員並びにこれらの候補者に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員間の融和、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(3) 装備・資機材の管理

各情報通信部及び都道府県警察の長は、いかなる災害の発生に際しても、一般部隊が当該災害への対応に必要な装備資機材を伴って迅速に被災地等に赴くことができるよう、車両等の装備資機材を常に良好に整備・管理しておくものとする。

第4 支援対策室及び支援対策部隊との連携

警察庁各主管課、管区警察局等、被災地府県情報通信部等、被災地警察及び派遣元警察は、警察庁緊急災害警備本部に設置され、警察災害派遣隊の宿泊所手配等の受援業務、装備資機材及び燃料その他物資の調達の調整等被災地警察に対する支援業務を担う支援対策室及び支援対策部隊と積極的に連携するものとする。

第5 具体的事項

本通達に定めるもののほか、警察災害派遣隊の各隊の編成、運用上の具体的留意事項等については、警察庁の主管課長が別に定めるところによる。

別表第1

広域緊急援助隊（警備部隊）都道府県別部隊編成一覧表

都道府県別		編成				隊員数(人)
		大隊	中隊	小隊	分隊	
北海道		1	2	6	18	127
東 北	青森		1	1	4	26
	岩手			1	4	24
	宮城	1	1	3	10	66
	秋田			1	4	24
	山形			1	4	24
	福島		1	1	4	26
計		1	3	8	30	190
警視庁		2	6	12	36	291
関 東	茨城		1	1	4	26
	栃木			1	4	24
	群馬		1	1	4	26
	埼玉	1	1	5	16	101
	千葉		1	4	12	72
	神奈川	1	2	8	24	149
	新潟		1	2	8	50
	山梨			1	4	24
	長野		1	1	4	26
	静岡	1	1	4	12	77
計		3	9	28	92	575
中 部	富山		1	1	4	26
	石川			1	4	24
	福井			1	4	24
	岐阜	1	1	2	6	42
	愛知	1	2	7	21	138
	三重			1	4	24
計		2	4	13	43	278
近 畿	滋賀			1	4	24
	京都	1	2	6	18	105
	大阪	1	4	12	35	208
	兵庫	1	2	5	18	116
	奈良			1	4	24
和歌山		1	1	4	26	
計		3	9	26	83	503
中 国	鳥取			1	4	24
	島根			1	4	24
	岡山		1	1	4	26
	広島	1	1	3	10	66
	山口		1	1	4	26
計		1	3	7	26	166
四 国	徳島			1	4	24
	香川	1	1	1	4	31
	愛媛		1	1	4	26
	高知			1	4	24
計		1	2	4	16	105
九 州	福岡	1	2	7	21	138
	佐賀			1	4	24
	長崎	1	1	1	4	31
	熊本		1	1	4	26
	大分			1	4	24
	宮崎			1	4	24
	鹿児島			1	4	24
	沖縄		1	2	6	37
計		2	5	15	51	328
合計		16	43	119	395	2,563

別表第2

広域緊急援助隊（交通部隊）都道府県別部隊編成一覧表

都道府県別		編成			隊員数（人）
		大隊	中隊	小隊	
北海道		1	2	5	82
東 北	青森			1	19
	岩手		1	1	27
	宮城	1		1	30
	秋田			1	18
	山形			1	13
	福島		1	2	34
	計	1	2	7	141
警視庁		1	3	12	190
関 東	茨城		1	2	37
	栃木			1	29
	群馬			1	24
	埼玉		1	2	51
	千葉		1	2	43
	神奈川	1	1	3	81
	新潟		1	2	35
	山梨			1	17
	長野			2	32
	静岡		1	2	40
計	1	6	18	389	
中 部	富山			1	16
	石川			1	17
	福井			1	16
	岐阜		1	1	29
	愛知	1	1	3	73
	三重			1	19
計	1	2	8	170	
近 畿	滋賀			1	23
	京都		1	1	28
	大阪	1	1	3	84
	兵庫		1	3	63
	奈良			1	11
和歌山			1	11	
計	1	3	10	220	
中 国	鳥取			1	8
	島根			1	13
	岡山		1	1	25
	広島	1		1	29
	山口		1	1	26
計	1	2	5	101	
四 国	徳島			1	9
	香川	1		1	15
	愛媛		1	1	18
	高知			1	12
計	1	1	4	54	
九 州	福岡	1	1	3	71
	佐賀			1	13
	長崎			1	14
	熊本		1	1	23
	大分			1	18
	宮崎			1	12
	鹿児島			1	15
沖縄			1	10	
計	1	2	10	176	
合 計		9	23	79	1,523

広域緊急援助隊（刑事部隊）都道府県別部隊編成一覧表

	府県名	隊数(隊)	検視班(人)	遺族対策班(人)	隊員数(人)
	北海道	4	40	8	48
東 北	青森	2	20	4	24
	岩手	2	20	4	24
	宮城	2	20	4	24
	秋田	2	20	4	24
	山形	2	20	4	24
	福島	2	20	4	24
	計	12	120	24	144
	警視庁	8	80	16	96
関 東	茨城	2	20	4	24
	栃木	2	20	4	24
	群馬	2	20	4	24
	埼玉	4	40	8	48
	千葉	4	40	8	48
	神奈川	4	40	8	48
	新潟	2	20	4	24
	山梨	2	20	4	24
	長野	2	20	4	24
	静岡	4	40	8	48
計	28	280	56	336	
中 部	富山	2	20	4	24
	石川	2	20	4	24
	福井	2	20	4	24
	岐阜	2	20	4	24
	愛知	4	40	8	48
	三重	2	20	4	24
計	14	140	28	168	
近 畿	滋賀	2	20	4	24
	京都	4	40	8	48
	大阪	6	60	12	72
	兵庫	4	40	8	48
	奈良	2	20	4	24
	和歌山	2	20	4	24
計	20	200	40	240	
中 国	鳥取	2	20	4	24
	島根	2	20	4	24
	岡山	2	20	4	24
	広島	4	40	8	48
	山口	2	20	4	24
計	12	120	24	144	
四 国	徳島	2	20	4	24
	香川	2	20	4	24
	愛媛	2	20	4	24
	高知	2	20	4	24
	計	8	80	16	96
九 州	福岡	4	40	8	48
	佐賀	2	20	4	24
	長崎	2	20	4	24
	熊本	2	20	4	24
	大分	2	20	4	24
	宮崎	2	20	4	24
	鹿児島	2	20	4	24
	沖縄	2	20	4	24
計	18	180	36	216	
	合 計	124	1240	248	1488

※1 隊には、検視班及び遺族対策班を置き、検視班（隊長（検視官、1人）、隊長付（警部補、2人）、記録係（1人）、写真係（1人）、補助員（3人）及び指紋採取員（2人）の計10人）、遺族対策班（2人）の合計12人で構成し、隊長は遺族対策班の指揮を兼ねて行うものとする。

※2 各隊の遺族対策班のうち1人は、被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員から指定するものとする。

緊急災害警備隊都道府県別部隊編成一覧表

道府県名	編成				隊員数	
	警視	警部	警部補	巡查部長・巡查		
北海道	1	4	12	136	153	
東北	青森		1	23	26	
	岩手			22	24	
	宮城	1	3	7	70	81
	秋田			2	22	24
	山形		1	2	21	24
	福島	1	2	7	51	61
計	2	7	22	209	240	
関東	茨城		1	56	61	
	栃木		1	56	61	
	群馬			4	55	59
	埼玉	1	2	8	69	80
	千葉	1	3	7	64	75
	神奈川県	2	6	24	142	174
	新潟	1	3	9	70	83
	山梨		1	2	21	24
	長野		1	5	55	61
静岡		2	7	67	76	
計	5	20	74	655	754	
中部	富山			2	24	
	石川		1	2	24	
	福井		1	2	21	24
	岐阜		1	6	78	85
	愛知	2	7	19	251	279
	三重	1	2	4	52	59
計	3	12	35	445	495	
近畿	滋賀		1	22	25	
	京都		2	9	72	83
	大阪	3	10	30	335	378
	兵庫	2	4	18	175	199
	奈良		1	2	21	24
	和歌山			2	20	22
計	5	18	63	645	731	
中国	鳥取		1	21	24	
	島根		1	22	25	
	岡山	1	1	5	54	61
	広島		1	5	68	74
	山口		1	5	55	61
計	1	5	19	220	245	
四国	徳島		1	21	24	
	香川			1	21	22
	愛媛			1	21	22
	高知		1	1	19	21
計	0	2	5	82	89	
九州	福岡	1	4	11	153	169
	佐賀		1	1	21	23
	長崎		1	4	56	61
	熊本	1	1	5	47	54
	大分		1	2	22	25
	宮崎			2	23	25
	鹿児島		1	1	22	24
沖縄					0	
計	2	9	26	344	381	
合計	19	77	256	2,736	3,088	

部隊	主管課
広域緊急援助隊 (警備部隊)	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)広域調整第二課
広域緊急援助隊 (交通部隊)	警察庁交通局交通指導課 管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)広域調整第二課
広域緊急援助隊 (刑事部隊)	警察庁刑事局捜査第一課 管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)広域調整第一課
広域警察航空隊	警察庁長官官房会計課 管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)広域調整第二課(ただし中国四国管区警察局は、総務監察・広域調整部災害対策官とする。)
機動警察通信隊	警察庁長官官房通信基盤課 管区警察局情報通信部機動通信課、四国警察支局情報通信部機動通信課
緊急災害警備隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部(総務監察・広域調整部)広域調整第二課

特別機動捜査部隊都道府県別部隊編成一覧表

府県名	車両数(台)	隊員数・二交替(人)	隊員数・三交替(人)	
北海道	2	8	12	
東北	青森	1	4	6
	岩手	1	4	6
	宮城	1	4	6
	秋田	1	4	6
	山形	1	4	6
	福島	1	4	6
	計	6	24	36
警視庁	5	20	30	
関東	茨城	1	4	6
	栃木	1	4	6
	群馬	1	4	6
	埼玉	2	8	12
	千葉	2	8	12
	神奈川	2	8	12
	新潟	1	4	6
	山梨	1	4	6
	長野	1	4	6
	静岡	2	8	12
計	14	56	84	
中部	富山	1	4	6
	石川	1	4	6
	福井	1	4	6
	岐阜	1	4	6
	愛知	2	8	12
	三重	1	4	6
	計	7	28	42
近畿	滋賀	1	4	6
	京都	2	8	12
	大阪	3	12	18
	兵庫	2	8	12
	奈良	1	4	6
	和歌山	1	4	6
	計	10	40	60
中国	鳥取	1	4	6
	島根	1	4	6
	岡山	1	4	6
	広島	2	8	12
	山口	1	4	6
	計	6	24	36
四国	徳島	1	4	6
	香川	1	4	6
	愛媛	1	4	6
	高知	1	4	6
	計	4	16	24
九州	福岡	2	8	12
	佐賀	1	4	6
	長崎	1	4	6
	熊本	1	4	6
	大分	1	4	6
	宮崎	1	4	6
	鹿児島	1	4	6
	沖縄	1	4	6
計	9	36	54	
合計	63	252	378	

特別交通部隊都道府県別部隊編成一覧表

府県名		隊員数(人)
北	北海道	68
東北	青森	16
	岩手	16
	宮城	22
	秋田	11
	山形	12
	福島	21
	計	98
警	視庁	211
関東	茨城	30
	栃木	21
	群馬	23
	埼玉	68
	千葉	54
	神奈川	91
	新潟	26
	山梨	11
	長野	23
	静岡	39
	計	386
中部	富山	13
	石川	12
	福井	10
	岐阜	23
	愛知	89
	三重	21
	計	168
近畿	滋賀	16
	京都	39
	大阪	119
	兵庫	73
	奈良	15
	和歌山	15
	計	277
中国	鳥取	7
	島根	9
	岡山	20
	広島	32
	山口	19
	計	87
四国	徳島	10
	香川	12
	愛媛	16
	高知	11
	計	49
九州	福岡	71
	佐賀	11
	長崎	18
	熊本	21
	大分	14
	宮崎	13
	鹿児島	18
	沖縄	13
	計	179
合	計	1,523

部隊	主管課
特別警備部隊	警察庁警備局警備運用部警備第三課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課
特別生活安全部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課
特別自動車警ら部隊	警察庁生活安全局生活安全企画課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課
特別機動捜査部隊	警察庁刑事局捜査第一課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課
身元確認支援部隊	警察庁刑事局犯罪鑑識官 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第一課
特別交通部隊	警察庁交通局交通指導課 管区警察局広域調整部（総務監察・広域調整部）広域調整第二課
情報通信支援部隊	警察庁長官官房通信基盤課 管区警察局情報通信部通信施設課 四国警察支局情報通信部通信庶務・施設課